

令和3年度 第1回掛川市入札監視委員会議事概要

開催日時	令和3年2月17日(木) 午後1時30分～午後3時30分
開催場所	掛川市役所 本庁舎5階 第2委員会室
出席委員	委員長 石川 雅大 (弁護士) 委員 鈴木 幸作 (無職) 橋山 鈴代 (会社員) 鈴木 克壽 (区長会連合会副会長) 山本 未央 (税理士)
説明のため出席した職員	管財課 2名 土木防災課 2名 消防総務課 1名 下水道課 1名
事務局	総務部長 管財課長 外3名
議 題	入札方式別に係る発注案件の審査 → 別紙1 (抽出案件一覧表) のとおり
委員からの意見・質問等とそれに対する回答	入札方式別に係る発注案件の審査 → 別紙2 (入札方式別工事に係る発注案件の審査) のとおり

抽出案件一覧表

No.	件名	入札方式	担当課
1	市庁舎管理事業 掛川市役所本庁舎 1 階ロビー天井改修工事	制限付き 一般競争入札	管財課
	<p>抽出理由</p> <p>受注者の株式会社川島組については、同年度において、本事案とは別に制限付き一般競争入札 1 件（案件No.26）、指名競争入札 1 件（案件No.1）を受注している。落札率についても、本事案 94.56%、他の制限付き一般競争入札事案 93.62%、指名競争入札事案 97.49%と比較的高いものばかりである。これらの事実に着目し抽出した。</p>		
2	橋梁耐震補強事業 鹿島橋耐震補強工事	制限付き 一般競争入札	土木防災課
	<p>抽出理由</p> <p>本事案の落札率は、98.05%であり、同時期の制限付き一般競争入札の中で最も高いものとなっている。かかる事実に着目し抽出した。</p>		
3	一般改良事業 市道中上 1 号線道路改良工事	指名競争入札	土木防災課
	<p>抽出理由</p> <p>落札率が 99.65%と高い、競争状況を確認したいため抽出した。</p>		
4	消防力整備事業 上西郷小市地内 防火水槽撤去工事	随意契約 200 万円以上	消防総務課
	<p>抽出理由</p> <p>随契理由 5 号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）とした理由と落札率が 100%であるため抽出した。</p>		
5	掛川市公共下水道 掛川西部 1 0 1 0 - 1 号管渠築造工事	随意契約 130 万円以上 200 万円未満	下水道課
	<p>抽出理由</p> <p>随契理由 6 号（競争入札に付することが不利と認められるとき）とした根拠とその経緯を確認したいため抽出した。</p>		

1 掛川市役所本庁舎一階ロビー天井改修工事	
質問	回答
Q 落札率とは何ですか？	A 入札金額を予定価格で割ったものが落札率となる。
Q 落札率が低いものが落札となるのか。 予定価格や設計金額など入札の流れについて説明してください。	A 落札率が低いものが落札となる。 予定価格は、設計金額と同じ金額になる。設計金額が1千万円以上の場合は制限付き一般競争入札として予定価格を事前公表し、指名競争入札は事後公表としている。 設計金額は、国や県で公表されている積算単価に現場管理費などの経費を計算したものが設計金額になり、一番最低価格である事業者が落札決定される。
Q 民間工事であれば数社から見積もりを取り金額を比較して事業者を決定するが、市の入札は設計内容で入札するのか。	A 工事担当が設計書を作成し、設計金額を算出する。事業者は設計書から入札金額を算出する。
Q この案件の入札結果表の落札率は概ね95%程度の落札率となっているが、落札率が何%ぐらいなら談合の疑いがあるなどがあるのか。	A 落札率などの数値から談合の疑いにはならない。また、95%程度の落札率が良いのかは分からない。他の入札結果から平均すると95%程度前後になる。
Q 最低制限価格はどのように決まるのか。	A 国の中央公契連算出基準に従い、掛川市最低制限価格実施要領を定め、直接工事費などに比率を掛けて計算している。なお、最低制限価格は事前公表していない。

2 鹿島橋耐震補強工事

質問	回答
<p>Q 工事現場の近い業者から入札金額が安くなっており、金額が分かれているのはなぜか。</p>	<p>A 現場に近い事業者は経費が抑えやすく、機械の運搬や現場の管理においても距離が近い方が経費的には安く対応できる。ただし、最低制限価格より安い価格であれば失格となるため、予定価格から最低制限価格の間で一番安い金額で落札決定となる。</p>
<p>Q 最低制限価格を割り込むと品質が損なわれるわけではなく、市として発注金額を削減しながら品質の良いものを造ることが目的ではないか。</p>	<p>A 掛川市建設工事低入札価格調査実施要領により、基準となる制限価格を下回っても調査により落札者を決定する入札方法もある。</p>
<p>Q 入札に関する説明会等は無いか。</p>	<p>A 説明会は行っていない。 質問等があれば文書で受付して、質問に対する回答をしている。</p>
<p>Q 落札率が高いので抽出したが、落札価格は他の事業者と比べほぼ変わらない。入札金額が近似してくる理由を知りたい。</p>	<p>A 予定価格が事前公表の場合、予定価格以上の入札金額にはできないため、業者が予定価格以内になるように諸経費等を調整し入札するので近似したのではないかと。</p>

3 市道中上一号線道路改良工事

質問	回答
<p>Q 予定価格が事後公表で落札率が 100%に近い競争入札となっている。これは全体工事のうちの今年度分であるようだが、昨年度工事の事業者はどこか。</p>	<p>A 今年度工事の受注者は青木興業であり、昨年度工事は藤本組です。</p>
<p>Q この道路改良工事は年度毎に発注する案件なのか。年度で区切るのか。</p>	<p>A そのとおりです。</p>
<p>Q 全体を一括工事にした方が効率が良いと思うが、毎年度、受注者が違う理由が分からない。昨年度に受注した藤本組を指名していない理由はあるのか。</p>	<p>A 指名の条件として、市内の工事事業者のランク付けをしている。 今回は設計金額が 850 万円なので、Cランク及びDランクから地理的条件で現場に近い事業者を選定した。</p>
<p>Q 平成 27 年度から 7 年間継続しているということだが、受注者は毎年度違うのか。また、今後もこの工事は続くのか。</p>	<p>A 受注者が同じ場合もある。 用地買収が済んでいない箇所があり、用地買収できている箇所まで工事している。来年度以降も用地買収した箇所まで工事することになる。</p>
<p>Q 全体を一括工事ではなくて、工事規模により A ランクから C ランクで毎年度の契約となるのか。</p>	<p>A そのとおりです。</p>

Q

1000 万未満の工事で予定価格は非公表であったが、落札者が事前に選ばれていて、他の事業者は入札を投げていたのではないか。

A

事業者がそれぞれに積算した金額と考える。なお、指名競争で全ての業者が予定価格を上回り、2回入札を行う場合もある。この案件は住宅地で厳しい条件であり、経費を抑えることが難しく、高い入札金額になったと考える。

4 上西郷小市地内 防火水槽撤去工事

質問	回答
<p>Q 随意契約理由が5号「緊急の必要による」理由であるが、緊急の必要性は分かりました。農協の土地に防火水槽を設けるときは農協の許可が欲しい。逆に農協がその土地を売却するときは消防へ連絡することになっていたのか。</p>	<p>A 消防署としても防火水槽を残したいため、売却先にも存続するように協議をしたが、新たな所有者が年度内の撤去を強く望んでいた。</p>
<p>Q 令和元年に土地売却は農協の方で終わったが、翌年になって新たな所有者から撤去の申入れがあったのか。</p>	<p>A そのとおりです。</p>
<p>Q 令和2年3月から令和3年2月まで、工事開始まで1年近くあるが、その緊急性は避けられなかったのか。</p>	<p>A その間も新たな所有者と存続について協議をしたが、令和3年1月に書面により年度内の防火水槽撤去を依頼する申出書が提出されたため、緊急的に撤去する必要があった。</p>
<p>Q 消防署はその撤去に代わる防火水槽を別に造ったのか。</p>	<p>A 防火水槽の設置は国の補助金を受けて計画的に設置をしている。この場所は撤去したので、来年度や再来年度には別の場所に設置する計画でいる。</p>
<p>Q 災害復旧による緊急性の理由は分かりませんが、この場合の時間的や期間的な緊急性というものは比較してどのように捉えているのか。</p>	<p>A 新た所有者から令和3年3月末までに、防火水槽を撤去して欲しいとの要望があり、令和3年1月に撤去を依頼する申出書が提出された経緯があったため、緊急の必要により5号理由として随意契約とした。</p>

<p>Q 3社から見積もりを取得し、一番安価であった松下建工に依頼した訳だが、3社の選定はどのようにされているのか。</p>	<p>A 松下建工のほかに、防火水槽があった地元の山本組と本間建設から見積もりを取得している。</p>
<p>Q 見積もりを取得する事業者は、市から指定してお願いするのか。</p>	<p>A 見積もりは消防本部からお願いをした。</p>

<p>5 掛川西部1010-1号管渠築造工事</p>	
<p>質問</p>	<p>回答</p>
<p>Q 随意契約にするうえで、地元の事業者を優先するほかに政策的な観点から考慮したりすることはあるのか。</p>	<p>A 事業者の選定は工事担当課で行っています。 随意契約の理由が適正であるかを管財課で確認している。また、工事関連の契約は事業者から提出された見積書を基に契約される場合が多いので、見積単価についても適正にチェックされているかを管財課で確認している。不適であれば随意契約から競争入札に変更する場合もある。</p>
<p>Q 既設の下水道管が17m手前であり、なぜ途中までになっているのか。地元住民の意思によるのか。一貫した工事のほうが効率的かつ安価にできる。延長を17m残すようなことが工事箇所をいくつも分断することになっているのではないか。</p>	<p>A 下水道管を整備するときは基本的に家がある場所までは下水道を繋ぎますが、家がない場合はその手前までの整備になる。これは下水道の整備計画により工事を進めているが、現場の状況に合わせて施工延長等が変わる場合がある。</p>